

環 保 第 297 号

平成 25 年 9 月 6 日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

岩手県知事 達増 拓也

(仮称) 住田ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する意見について
平成 25 年 3 月 27 日付けで事業者から送付がありました標記方法書について、電気事業法
第 46 条の 7 第 1 項の規定により、環境影響評価法第 10 条第 1 項の意見を別添のとおり提出
します。

(仮称) 住田ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する意見

1 総括的事項について

- (1) 対象事業実施区域の大部分が希少猛禽類の主要な行動域と重なっていることから、専門家の意見を聴き、対象事業実施区域の設定にあたっては、希少猛禽類の主要な行動域を回避すること。
- (2) 環境影響評価を行う過程で、評価項目及び手法等の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて評価項目及び手法等を見直すなどし、適切に評価を行うこと。
- (3) 環境影響の予測を行うにあたっては、入手できる最新のデータを用いるとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (4) 風車の設置数、設置場所、資材等運搬のための道路の拡幅の工事箇所等について、準備書に具体的に示すとともに、必要な調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 風力発電施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるように、必要に応じて対策を講じること。
- (6) 事業を進めるにあたっては、周辺地域住民に対し十分に事業内容等について説明し、理解を得るように努めること。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気環境

- ① 風力発電機の選定にあたっては、騒音が人間に与える影響及び低騒音の機種を選定した場合のバードストライクの危険性を十分に考慮して選定すること。
- ② 騒音及び超低周波音について、人が滞在する可能性がある場所については、調査、予測及び評価を行うこと。
また、可能な限りの回避・低減等対策を検討し、その結果を準備書に記載するとともに、事後調査を適切に実施すること。

(2) 水環境

対象事業実施区域周辺の集落では、沢水を生活用水として使用している場合があるため、沢水及び周辺地下水への影響について、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 風車の影

風車の影を評価項目に追加し、選定する風車により影響が及ぶ範囲において適切に調査地点を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物植物及び生態系

- ① 対象事業実施区域に係る動植物についての文献調査が不十分であるため、既存文献を再調査したうえで、重要な種を選定し、調査、予測及び評価を行い、適切な保全措置を講じること。また、その内容を準備書に記載すること。
- ② バードストライク（コウモリ類を含む）については、対象事業実施区域及び周辺の生息状況について十分な調査を行い、調査結果に基づいてバードストライクのリスクを計算し、国の検討状況等最新の知見を踏まえ可能な限りの回避・低減等対策を検討し、準備書に示すこと。
- ③ 植物については、対象事業実施区域の面積を考慮し、十分な調査地点を選定し、調査を行うこと。
- ④ 生態系については、より詳細な区分にするとともに、調査範囲を幅広く設定するように検討し、調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観

- ① 風車が山頂付近に設置され、広範囲に渡り景観に影響を与えることが予想されるため、近景から遠景まで適切に調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 対象事業実施区域の北側にある国指定名勝（イーハトーブの風景地・種山ヶ原）からの眺望変化に係る調査、予測及び評価を十分に行うこと。